



2018年12月17日

各位

会社名 株式会社エンバイオ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 西村 実
(コード番号：6092)
問合せ先 取締役 中村 賀一
(TEL. 03-5297-7155)

連結子会社の事業許可に対する取消処分に関するお知らせ

当社は、当社の連結子会社であります株式会社関東ミキシングコンクリート（以下、同社）について、千葉県知事から、2018年12月17日に、廃棄物処理業及び廃棄物収集運搬業の許可を取り消すとの行政処分を受けましたので、その事実経過、当社の対応、及び連結業績に対する影響について、お知らせいたします。

記

1. 営業許可取消処分の理由

同社では、2018年2月から、取引先から汚泥を受け入れ、中間処理を行った上で再生土として処分先に販売する業務を行ってまいりましたが、そのような業務の過程において、中間処理を行った再生土を処分先業者に販売した販売価格に比較して、再生土の運送を委託した先に運搬費名目で支払った費用が高額であり、かつ、この処分先業者と運搬委託先業者の経営が実質的に一体であったことを同社が知った後もこの取引を継続していました。千葉県では、「これら一連の取引をみた場合に、同社が汚泥の処理後物について、その運搬費用を負担した上で、運搬の名目で運搬業に引き受けさせるもので、廃棄物の処分を委託したことと同義であり、産業廃棄物の処分を他人に委託する場合には産業廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと規定する法第12条第5項の規定に違反した」と判断し、かつ、「その情状が特に重いとき」に該当するので、営業許可の取消処分が相当とされたものです。

2. 当社の見解及び対応について

当社では、千葉県から同社に対して本件に関する聴聞手続きが2018年11月22日に実施されたとの報告を受けてから、直ちに本件について的事实関係を調査し、本件についての対応を検討してまいりました。その結果、確かに当該取引につきましては、関係者

の不明朗な関与という問題点はあるものの、同社では委託を受けた汚泥の処理を適正に行っており、処分後の再生土の販売価格も市場における相当価格であること、再生土の運搬委託先へ支払った運搬費も汚泥の処理費用として排出先から受領した処分費中の適正なコスト中に含まれているものであったことから、当社といたしましては、同社は無許可業者に対して産業廃棄物の処分を委託したものではなく、法第 12 条第 5 項の規定に違反したのではないと判断し、また、仮に形式的な違反があるとしても、本件事実関係をもってしては、免許の取消しを必須とするほどの情状の悪さは存在せず、本件処分は、不当であり、取り消されるべきものであると考えており、その旨を千葉県に対して上申いたしましたところであります。また、当社では、その一方で、同社のコンプライアンスには問題があったことを認識し、同社の代表取締役の解任と交代、コンプライアンス部の新設、今後の汚泥の受入れと処理後の再生土の処理体制の見直し、今回の再生土の適正な処分の実施などの措置を講じ、その点も千葉県に対して上申をいたしましたところであります。

これらの点にも関わらず、同社に対して営業許可の取消処分がなされましたことは、当社でも深刻に受け止めており、同社をして本件処分に対して直ちに行政不服審査法に基づく処分の取消しの審査請求を申し立てるとともに、その処分の執行停止を求める予定であります。

3. 連結子会社（株式会社関東ミキシングコンクリート）の概要

(1) 名称	株式会社関東ミキシングコンクリート
(2) 所在地	千葉県千葉市中央区栄町 35-14
(3) 代表者	帯川 秀高
(4) 事業内容	産業廃棄物の収集運搬業及び中間処理業
(5) 資本金	3 百万円
(6) 設立	1988 年 3 月
(7) 大株主	株式会社エンバイオ・ホールディングス

4. 業績に与える影響

今回の営業許可の取消処分が業績に与える影響につきましては現在精査中であり、開示すべき事項が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

なお、2019 年 3 月期の業績予想の修正が発生した場合には、速やかに開示いたします。

以上